

寝屋川市 八幡台地区 地区計画図



八幡台地区地区計画区域内における建築物等の建築制限

名称	八幡台地区 地区計画	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法(以下「法」という。)別表第二(イ)項第1号で定めるもののうち一戸建専用住宅 (長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿は不可) (2) 法別表第二(イ)項第2号で定めるもののうち一戸建兼用住宅 (延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、事務所、店舗等を兼ねるもので、その面積が50㎡以下のもの) (3) 法別表第二(イ)項第4号で定めるもの (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館等) (4) 法別表第二(イ)項第5号で定めるもの (神社、寺院、教会等) (5) 法別表第二(イ)項第8号で定めるもの (診療所) (6) 法別表第二(イ)項第9号で定めるもの (巡査派出所、公衆電話所等公益上必要な建築物) (7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの (法施行令第130条の5で定めるものを除く)
位置	大阪府寝屋川市八幡台	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡
面積	約5.2ha		
地区計画の目標	本地区は京阪電気鉄道京阪本線寝屋川市駅の東約1.5kmに位置し、ゆるやかな丘陵地に拓けた戸建て住宅を主体とした住宅地である。周辺には、現在整備が進められている打上川治水緑地や八幡神社等があり、周辺環境に恵まれた良好な住宅市街地が形成されている。このため、地区計画の策定により建築物等の規制・誘導を行い、ゆとりある良好な住環境の維持、保全を図る。		
土地利用の方針	戸建て住宅を主体に、ゆとりと潤いのある低層住宅地としての土地利用を図る。		
地区施設の整備方針	既に地区内には、生活道路網が整備されており、これらの機能の維持、保全を図る。		
建築物の整備方針	建築物の用途の制限及び敷地面積の最低限度を定めることにより、良好な住環境の維持・保全を図る。また、建築物等の形態及び意匠に配慮し、敷地内の緑化を促進することにより、調和のとれた街並み景観の形成を図る。		

平成3年9月13日
寝屋川市告示第139号

[注]本図は、地区計画の区域及び区域内における制限等を示すものであり、その他の都市計画等、詳細については寝屋川市都市計画室にお問い合わせください。